

會社は、日本銀行に預金し、その利息を福利厚生費に充てることとせしむ。又、同會社が、その事業の遂行に必要とする資金を、大阪府の銀行に借入することとせしむ。

以上は、本會社の定章に於いて、その旨を規定し、その施行に努むることとせしむ。

以上は、本會社の定章に於いて、その旨を規定し、その施行に努むることとせしむ。

以上は、本會社の定章に於いて、その旨を規定し、その施行に努むることとせしむ。

和洋製菓株式會社大阪支所  
 財團法人協同會大阪支所

山崎 武夫 三年二月  
 別ニ金一封トシテ三百九拾圓支給 七〇圓 三六〇圓

因ニ篤親會ハ八〇〇名ノ運轉手ノミヲ以テ組織シ親睦ヲ目的ニシテ一ノ  
 共濟組合ノ如キモノニシテ基本會費五〇錢ト毎月若干ノ會費ヲ徵  
 收シ退職ノ場合ハ常任幹事(幹事ハ各車庫二名宛)協議ノ上支給ス  
 ルヤ否ヤ決定シ勤続一ケ年ハ百貳拾圓、一年ヲ増ス毎ニ百二十圓ヲ  
 加ヘ六年以上ハ一年毎ニ百圓ヲ支給ス。會社ハ必要ノ都度補給シ居  
 レリ。